宮 城 県 公 報

令和８年 11 月 13 日（金）
定期第 746 号

目 次

告示

○　有害図書類の指定（共同参画社会推進課）

○　県営土地改良事業変更計画の縦覧（農村振興課）

○　保安林の指定の解除の予定（森林整備課）

○　都市計画変更の図書の写しの縦覧（３件）（都市計画課）

公告

○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（精神保健推進室）

○　政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（契約課）

教育委員会

○　教育委員会定例会の開催（教育庁総務課）

公安委員会

○　特例施設占有者の指定（警察本部会計課）

宮城県告示第739号

青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）第18条第１項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和８年11月13日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　指定図書類

番　号	種　類	図　書　類　の　名　称	発　行　所
１	雑誌	昭和39年の俺たち　11月号 雑誌04407－11	株式会社一水社
２	雑誌	mini SUGAR　11月号 雑誌18425－11	株式会社秋水社
３	雑誌	恋愛白書パステル　５月号 雑誌19625－05	株式会社宙出版
４	雑誌	叶精作セレクションはんなり半次郎③ 雑誌50463－01	株式会社リイド社
５	雑誌	江戸を騒がせた10人の女たち 雑誌50468－24	株式会社リイド社
６	雑誌	実話ナックルズSPECIAL　2026秋MILLION MOOK81 雑誌68530－81	株式会社大洋図書
７	雑誌	実話ナックルズGOLD　vol.52 雑誌68530－89	株式会社大洋図書
８	雑誌	オークション・ハウス　【在るべき光の下へ】 雑誌50469－48	株式会社リイド社

２　指定理由

図書類の内容が、１、２、６、７の図書類にあっては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発し、３から５、８の図書類にあっては、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

宮城県告示第740号

県営刎龍地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195 号）第88条第６項の規定において準用する同法第87条第５項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第88条第６項において準用する同法第87条第６項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和８年11月13日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　縦覧に供する書類の名称
　土地改良事業変更計画書の写し
２　縦覧期間
　令和８年11月13日から令和８年12月14日まで
３　縦覧場所
　大崎市役所及び鹿島台総合支所

宮城県告示第741号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和８年 11 月 13 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　解除予定保安林の所在場所

栗原市花山字草木沢角間 384（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第742号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年11月13日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　都市計画の種類及び名称

（１）種類　仙塩広域都市計画道路

（２）名称　３・１・81号　国道幹線

３・１・７号　郡山折立線

３・２・51号　元寺小路郡山線

２　縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第743号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年11月13日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　都市計画の種類及び名称

（１）種類　仙塩広域都市計画下水道

（２）名称　仙台市阿武隈川下流流域関連公共下水道

２　縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第744号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年11月13日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　都市計画の種類及び名称

（１）種類　仙塩広域都市計画下水道

（２）名称　仙台市公共下水道

２　縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第２項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和８年 11 月 13 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション manaHome 石巻	石巻市大街道北２丁目２番 27	令和８年 11 月１日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年 11 月 13 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

1　入札に付する事項

(1)　購入物品及び数量

金属加工機械　一式

(2)　購入物品の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

(3)　納入期限　令和 10 年３月 24 日（金）

(4)　納入場所　宮城県立仙台高等技術専門校　４号館

（宮城県仙台市宮城野区田子１丁目４－１）

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3)　平成 12 年３月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第２条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4)　平成 12 年４月１日以後に民事再生法第 21 条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第１項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6)　宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7)　宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月１日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア　入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8)　入札参加資格申請場所　宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号　電話 022-211-3335）へ令和８年 11 月 26 日（木）午後５時までに提出すること。

３　入札書の提出場所等

(1)　電子調達システムの利用

ア　本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ　本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2)　書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号

宮城県出納局契約課物品班（担当　福地　美奈　電話 022-211-3333）

(3)　郵送による入札説明書の交付期限　郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和８年 11 月 26 日（木）まで（２）あて申し出ること。

(4)　一般競争入札参加資格審査

ア　システムを用いて参加資格審査を受ける場合　システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和８年 11 月 26 日（木）午前９時から令和８年 12 月７日（月）午後５時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ　書面により参加資格審査を受ける場合　書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和８年 12 月７日（月）午後５時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ　開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5)　入札書の提出期限等

ア　システムを用いて入札する場合

入札期間　令和８年 12 月９日（水）午前９時から令和８年 12 月 22 日（火）午後５時まで

イ　書面により入札書を提出する場合

(ｱ)　日時　令和８年 12 月 22 日（火）午後５時

(ｲ)　場所　（２）に同じ

(ｳ)　郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、（６）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(ｴ)　提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6)　開札の日時及び場所

令和８年 12 月 23 日（水）午前 10 時

宮城県行政庁舎 10 階入札室

４　入札に参加することができない者　２に定める資格を有しない者

５　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金　財務規則（昭和 39 年宮城県規則第７号）第 97 条及び第 98 条の規定による。

(3)　契約保証金　財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。

(4)　入札の無効　本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5)　入札金額の記載方法　契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6)　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7)　契約書作成の要否　要

(8)　この契約は、電子契約を選択することができる。

(9)　申請書等の作成に要する経費　申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10)　詳細は、入札説明書による。

６　概要

Summary

1. **Nature and Quantity of the Items to be Procured**: Metalworking machine (1 set)
2. **Deadline for Delivery**: March 24, 2028 (Fri.)
3. **Place of Delivery**: Miyagi Prefectural Sendai Vocational Training School, Building No. 4
4. **Deadline for Bid Submission**: December 22, 2026 (Tue.), 5:00 P.M.
5. **Contact Information**: Mina Fukuchi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government
 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570
 TEL.: 022-211-3333
6. **Language and Currency Used in Contract Procedures**: Japanese and Japanese yen only.

宮城県教育委員会告示第12号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和８年11月13日

宮城県教育委員会

教育長　　小　野　寺　　邦　貢

１　日　時　令和８年11月18日　午後１時30分

２　場　所　教育委員会会議室

３　傍聴者の定員

12人

４　傍聴手続

（１）　傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

（２）　傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

５　問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目８番１号

宮城県教育庁総務課総務班（電話022-211-3611）

宮城県公安委員会告示第109号

遺失物法（平成18年法律第73号）第17条及び遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第５条第５号に規定する特例施設占有者として、次の者を令和８年11月４日に指定したので、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第６号）第28条第４項の規定により公示する。

令和８年11月13日

宮城県公安委員会委員長　　及川　雄介

１　特例施設占有者に指定した者

東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号

株式会社ダイナム

代表取締役　保坂　明

２　施設の名称及び所在地

施設の名称	所　在　地
ダイナム古川店ゆったり館	大崎市古川休塚字南川原38番地
ダイナム矢本店	東松島市赤井字八反谷地74番地１
ダイナム中田店	登米市中田町石森字野元99番地１
ダイナム柴田町店ゆったり館	柴田郡柴田町大字船岡字上大原183
ダイナム白石店	白石市福岡深谷字青木58番地
ダイナム気仙沼店	気仙沼市松川318番地
ダイナム宮城富谷店ゆったり館	富谷市成田一丁目８番地２
ダイナム宮城加美店	加美郡加美町字赤塚351番地
ダイナム宮城小牛田店	遠田郡美里町北浦字川戸浦55番地
ダイナム宮城亘理店	亘理郡亘理町逢隈高屋字柴北159番地
ダイナム宮城名取美田園店ゆったり館	名取市美田園一丁目８番地の33
ダイナム宮城石巻店ゆったり館	石巻市湊東二丁目13番地９
ダイナム宮城角田店ゆったり館	角田市梶賀字一里壇22番地１